

令和7年度 青森県国際交流員（台湾）公募要領

青森県観光交流推進部誘客交流課

国際交流の推進を図るとともに、地域住民との交流を通じて地域の国際化を促進するため、国際交流員（台湾）を募集します。

1 職務内容

主な職務内容

- (1) 県の国際観光関係事務の補助（旅行エージェントやマスコミ招請時のアテンド、セールス資料等の作成、翻訳、通訳、情報収集及び情報発信、受入環境整備のサポート、旅行博等の企画・立案及び実施に当たっての協力、助言等）
- (2) 県の国際交流関係事務の補助（外国からの訪問客の接遇、外国語刊行物等の編集・翻訳・監修、イベント等の際の通訳、企画・立案及び実施に当たっての協力、助言等）
- (3) 市町村が行う行事への参加等
- (4) 県の職員等に対する語学指導への協力
- (5) 地域の民間国際交流団体等の事業活動に対する助言、参画
- (6) 地域住民の異文化理解のための交流活動（学校訪問を含む）及び外国人住民の生活支援活動への協力
- (7) その他知事が必要と認める事項

2 採用予定人員

1名

3 任用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※国際交流員として客観的な能力の実証を経た上で、1年間の再任用が可能となり、最高4回までの再任用を可能とする。

（ただし、3・4回目の再任用が可能となるのは、特に優秀と認められる場合のみ。）

4 応募資格

- (1)年齢、性別、国籍を問わない。
- (2)県の国際観光関係事務の補助及び国際交流関係事務の補助に必要な語学能力を有すること。中国語については、繁体字での読解及び記述ができ、日本語については、日本語能力試験（JLPT）1級合格者又はこれに相当する能力を有すること。
- (3)台湾での居住経験があり、職務上必要となる台湾の生活・文化・歴史等について幅広い知識を有すること。
- (4)大卒又は大卒同等以上の学力を有すること。
- (5)マイクロソフトのワード、エクセル、パワーポイントを利用できること。
- (6)日本国籍を有していない者（日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する特別永住者は除く）は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2に定める在留資格をもって在留することに同意すること。
- (7)地方公務員法第16条に規定する次のいずれの項目にも該当しないこと。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 提出書類

- (1)受験申込書
- (2)履歴書（写真は受験申込書と同じものを使うこと。）
- (3)大学卒業証明書又は大卒同等以上の学力を有することを証明する書類（コピーでも可。）
- (4)日本語能力試験（JLPT）1級合格証及び点数がわかる書類又は1級に相当する能力を有することを証明する書類（コピーでも可。）
- (5)自己PR文
自身の国際交流・国際観光に関する活動の経験、能力・実績等を踏まえ、今回応募した動機・理由について記載した自己PR文（日本語800文字程度）及び中国語（繁体字）で作成したもの。

6 選考方法

(1)一次選考：書類審査

履歴書及び自己 PR 文の記載内容を審査し、令和6年11月22日（金）に書類選考合格者を決定します。

書類選考結果は、おおよそ3日後までに応募者全員に、電子メールで連絡します。併せて、合格者には、二次選考の受験番号が記載された受験票及び試験案内をメールします。

(2)二次選考：筆記試験、面接審査

ア 試験日 令和6年12月5日（木）

イ 試験場所 青森市（青森県庁内 予定）

ウ 選考結果 おおよそ3日後までに電子メール等にて連絡

エ 試験内容（予定）

科目	内容
筆記試験（翻訳）	中国語（繁体字）・日本語の例文の翻訳試験
面接試験	人物や語学力（通訳能力）についての個別面接試験（中国語（台湾華語）・日本語）

7 待遇

(1)待遇

会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2）

(2)給与

報酬（月額）280,000円

※来日初年度については月額28万円（年額336万円）、再任用された場合の2年目については月額30万円（年額360万円）、3年目については月額32万5千円（年額390万円）、特に優れた者として3年を超えて再任用された場合、4年目及び5年目の年間報酬額は月額33万円（年額396万円）とする。

(3)勤務条件

・勤務時間 月曜日～金曜日 8:30～16:30（休憩時間 12:00～13:00）

※週35時間勤務

・休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

・休暇 年次有給休暇(20日)、特別休暇等

※その他勤務条件の詳細については、青森県国際交流員設置要綱に定めるところによる。

(4)福利厚生

- ・健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入
- ・条例に基づく公務災害補償制度
- ・県職員公舎への居住可

(5)勤務地

青森県観光交流推進部誘客交流課（青森県青森市長島 1-1-1）

8 応募書類の提出

(1)提出先

〒030-8570 青森県青森市長島 1-1-1

青森県観光交流推進部誘客交流課国際化グループ 国際交流員任用担当

E-mail aomoriken_jet@pref.aomori.lg.jp

電話 017-734-9218

(2)提出期限

令和6年11月18日（月） 17：00（必着）

(3)提出方法

郵送又はメール

※メールで提出する場合

- ・スキャナーを使用し、受験申込書及び自己PR 文をカラーで読み取り、PDF データを作成して添付してください。
- ・メールタイトルを「青森県国際交流員採用試験への申込みについて」とし、提出先メールアドレスに、送付してください。
- ・2次試験時に原本を持参してください。
- ・データ容量は10メガバイトを超えないようにしてください。

9 開示請求

この採用試験の結果は、青森県個人情報保護条例第14条第1項の規定により開示を請求することができます。開示方法等は次のとおりです。

開示請求ができる人	原則として受験者本人
開示の内容	試験の合否、合計得点、順位、試験種目ごとの得点 (書類選考合格者のみ)
開示請求できる日	合格発表日以降
開示請求書の提出先	総務学事課県政情報センター (郵送の場合：〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1)

<添付書類>

- ・受験者本人が請求する場合、本人であることを証明する書類(本人の運転免許証、旅券等)
※郵送による請求の場合は、写しを提出してください。
- ・受験者の法定代理人が請求する場合、受験者本人の受験票及び法定代理人に係る本人であることを証明する書類(法定代理人自身の運転免許証、旅券等)並びに受験者の法定代理人であることを証明する書類(戸籍謄本又は抄本等)

10 試験に関する注意事項

- (1)試験(筆記・面接)当日は、試験開始時刻の10分前までに受付してください(遅刻者は受験できません)。
- (2)この試験に要する経費は受験者負担となります。

11 個人情報の取扱

本試験の実施にあたり収集した個人情報については、本試験の選考及び採用手続き以外に利用しません。